

こどもの居場所開設等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こどもの居場所づくりの推進を図るため、地域の子どもたちのためにこどもの居場所の開設等を行う団体・グループに対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助団体)

第2条 補助金交付の対象となる団体・グループ（以下「補助団体」という。）は、こどもの居場所づくりとして次条に規定する事業を行う団体で、活動の拠点が市内に存するものとする。

2 補助団体は、自己又は組織の構成員（役員（非常勤を含む。）及びその使用人を含む。）等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

(6) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表1の要件をすべて満たす事業とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 政治又は宗教を目的とするもの

(2) 営利を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの

(補助対象経費、補助率及び補助額)

第4条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助額は、別表2に定めるとおりとする。

(取組状況報告)

第5条 市長は、補助金の交付後も補助金の趣旨及び本要綱の規定に沿った活動が実施されているかを確認するため、必要に応じて補助金の交付の決定を受けたものに対し、その旨が確認できる書類等の提出を求めることができる。

(書類の保管)

第6条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を常に整理し、補助事業の完了後、5年間保管しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

| 項目 | 要件 |
|------------------------|---|
| 1 対象事業に関すること。 | <p>(1) 第1条の趣旨に合致し、次のいずれかに該当するこどもの居場所であること。</p> <p>ア 学習の場を提供するもの</p> <p>イ 食事の場を提供するもの</p> <p>ウ 遊びの場を提供するもの</p> <p>エ その他こどもの居場所として特に市長が認めるもの</p> <p>(2) 補助金の交付決定の日から2か月以内に事業を開始すること。</p> |
| 2 実施頻度・体制に関すること。 | <p>(1) おおむね月1回以上、かつ1日あたり2時間以上実施し、1年以上こどもの居場所を継続して実施する見込みがあること。</p> <p>(2) こどもの居場所には必ず責任者を1名配置し、責任者とは別に活動の補助等ができるスタッフを1名以上配置できる体制とすること。</p> |
| 3 こどもの居場所の実施に関すること。 | <p>(1) 18歳未満のこどもの利用がおおむね10名以上見込めること。</p> <p>(2) 地域から広く居場所を必要とするこどもを受け入れること。補助対象団体が実施する事業を利用するこどもや会員等の特定の者に受入を限定しないこと。</p> <p>(3) 利用料は、無料又は材料費などの実費相当額であること。</p> <p>(4) 福祉的な支援を必要とするこどもや保護者等を発見した場合には、虐待通報等の緊急の場合を除き、保護者の同意を得て、市等との連携を図り、必要な支援に結びつけるよう努めること。</p> |
| 4 こどもの安全管理・衛生管理に関すること。 | <p>(1) こどもの居場所実施中、来所時及び帰宅時等の事故に備え、保険に加入するなどこどもの安全管理に十分配慮すること。</p> <p>(2) 食事を提供する場合は、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守するとともに、管轄する保健福祉事務所の指導に基づき、所要の衛生管理を行うこと。</p> |

| | |
|---------|---|
| | (3) 食品を提供する場合は、衛生管理や食物アレルギー対策に十分留意すること。 |
| | (4) 個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、個人情報の取り扱いに十分気を付けること。 |
| 5 その他要件 | (1) こどもの居場所の実施状況を、市の事業やホームページ等で公表することに異議がないこと。 |
| | (2) 特定の技能や競技等の向上を目指すものではないこと。 |
| | (3) 地域住民の理解と協力が得られるよう努めること。 |

別表2（第4条関係）

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助額 |
|---|--------|---------------------|
| <p>こどもの居場所の開設環境整備に必要な経費のうち、以下に掲げるもの。ただし、従来からこどもの居場所を実施している場合は、補助対象事業の追加又は別校区での新たな居場所開設に必要な経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○備品購入費（単価が5万円以上のもの） ○消耗品費（食材、調味料、印刷費を除く、単価が5万円未満のもの。） ○設備改修費 | 10分の10 | 1補助団体につき10万円を限度とする。 |